

【NSW 州】シドニー大都市圏における外出制限令の4週間延長(8月28日(土)午前0時1分まで)

【ポイント】

●シドニー大都市圏(Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域、Shellharbour 地域を含む)に現在実施中の外出制限令をさらに4週間延長することが発表されました。8月28日(土)午前0時1分までの間、(1)食品等必要不可欠な買い物、(2)医療・介護ケア、(3)屋外での運動、(4)必要不可欠な通勤・通学の目的以外での外出は認められません。

●7月28日(水)深夜から以下が実施されます。(1)食品等必要不可欠な買い物は、在住する市(LGA)内または自宅から10キロ圏内に限定(地元で入手できない場合を除く)、(2)以前からの対象5市(LGA)在住者に加え、Parramatta、Campbelltown、Georges River 各市在住者も、許可された労働者 (authorised workers)を除き、在住する市を離れての仕事は不可。

●7月31日(土)から以下が実施されます。(1)敷地内に居住者がいない場所での建設工事は4㎡規則を条件として再開可能、(2)居住者と非接触で行える清掃等の作業は再開可能、(3)一人暮らしの人は、予め家族や友人の一人を指定し、その人の訪問を受けることが可能(singles bubble 制度)、(4)Canterbury-Bankstown 市在住のすべての許可された労働者、Fairfield・Cumberland 市在住の介護・医療従事者が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受けることが必要。(ただし、上記(1)~(3)は8対象市では適用外。)

●12年生(Year 12 students)は、8月16日(月)に対面学習を再開します。州政府は厳格な新型コロナウイルス対策の下での再開計画を策定中です。

●州政府は、ファイザー社製のワクチンの供給は不十分であるものの、アストラゼネカ社製のワクチンは豊富にあり、最新の連邦政府による保健上の助言(health advice)は、シドニー大都市圏の18歳以上の人は誰でもワクチンを接種することを推奨していると述べています。

【本文】

1 シドニー西部地域での新型コロナウイルスの市中感染が引き続き拡大している状況を受けて、NSW 州政府は、シドニー大都市圏(Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域、及び Shellharbour 地域を含む)で現在実施中の外出制限令をさらに4週間延長することを発表しました。8月28日(土)午前0時1分までの間、以下の目的以外での外出は認められません。

(1)食品等必要不可欠な買い物

(2)医療・介護ケア(新型コロナウイルスワクチン接種を含む)

(3)屋外での運動(在住する市(LGA)内または自宅から10キロ圏内に限定。2人以下)

(4)必要不可欠な通勤・通学

2 7月28日(水)深夜から以下が実施されます。

(1)食品等必要不可欠な買い物は、在住する市(LGA)内または自宅から10キロ圏内に限定されます(地元で入手できない場合を除く)。

(2)以前からの Fairfield、Liverpool、Canterbury-Bankstown、Blacktown、Cumberland 各市(LGA)在住者に加え、Parramatta、Campbelltown、Georges River 各市在住者も、許可された労働者 (authorised workers)でない限り、在住する市を離れての仕事はできません。許可された労働者の詳細については、NSW 州政府のウェブサイトをご確認ください。

3 7月31日(土)午前0時1分から以下が実施されます(ただし、上記2(2)の8対象市では以下の(1)~(3)は適用外)。

(1)敷地内に居住者がいない場所での建設工事は、4㎡規則を条件として再開可能になります(新型コロナウイルス安全計画を遵守することが条件)。

(2)居住者と非接触で行える清掃等の作業は再開可能になります(ただし、屋内2人、屋外5人まで)。

(3)一人暮らしの人は、予め家族や友人の一人を指定し、その人の訪問を受けることが可能になります(singles bubble 制度)。

(4)Canterbury-Bankstown 市在住のすべての許可された労働者、Fairfield・Cumberland 市在住の介護・医療従事者(清掃員、料理人、警備員等の介護・医療サポート関係者を含む)が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。ただし、関連する労働者は、本日(7月28日(水))から最初の検査を受ける必要があります。

4 12年生(Year 12 students)は、8月16日(月)に対面学習を再開します。州政府は厳格な新型コロナウイルス対策の下での再開計画を策定中です。

5 州政府は、ファイザー社製のワクチンの供給は不十分であるものの、アストラゼネカ社製のワクチンは豊富にあり、最新の連邦政府による保健上の助言(health advice)は、シドニー大都市圏の18歳以上の人は誰でもワクチンを接種することを推奨していると述べています。そして、ワクチン接種率を高めるとともに公衆衛生命令に従うことが、新型コロナウイルス関連規制のさらなる緩和を確保する唯一の方法であるとしています。

豪州予防接種技術諮問グループ(ATAGI)が7月24日(土)に発出した、シドニー大都市圏でのアストラゼネカ社製ワクチンの接種に関する声明は、末尾の連邦政府保健省ウェブサイトをご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(7月28日付メディアリリース:シドニー大都市圏における外出制限令等の延長)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/certainty-for-community-as-restrictions-adjusted-and-vaccines-ramped-up>

(許可された労働者(authorised workers)のリスト)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/authorised-workers>

(州の新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

○豪州連邦政府保健省ウェブサイト

(シドニー大都市圏でのアストラゼネカ社製ワクチンの接種に関する豪州予防接種技術諮問グループ(ATAGI)の声明)

<https://www.health.gov.au/news/atagi-statement-response-to-nsw-covid-19-outbreak-24th-july-2021>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>